

令和8年2月18日

本校教員に対する懲戒処分について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和8年2月18日

2. 被処分者 創造工学科 助教

3. 処分の内容 停職3月

4. 事案概要

被処分者は、担当していた令和5年度の一部の授業科目において、成績評価に係る採点の適切性を欠く行為を行っていた。

これらの行為は、学生の成績評価の公正性および成績文書の信頼性を損なうものであり、本校は就業規則等に照らし、懲戒処分が相当であると判断した。

5. 校長コメント

本校教員による成績評価に関する不適切な行為が確認されたことは、誠に遺憾であり、あってはならないことです。

学生及び保護者の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

本校といたしましては、本事案を厳粛に受け止め、成績評価の適正性確保に向けた体制の点検・見直し、教職員への指導および研修の充実等を通じ、再発防止と信頼回復に全力で取り組んでまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校長

長尾和彦